多内労働者・委託者のみなさんへ

家内労働法を守りまりましょう。

(家内労働法の概要)

家内労働法は、家内労働者の生活の安定を目的として、家内 労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的な事項 について定めています。 このパンフレットを参考にして、 家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、 労働条件の向上に努めましょう。



はじめに

「家内労働」とは、自宅などを作業場として、製造・加工業者や問屋などの業者から物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことをいいます。

「家内労働法」は、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関するもっとも基本的な事項について定めた法律です。

家内労働者とは

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1. 製造・加工業者や販売業者(問屋など)又はこれらの請負業者(請負的仲介人を含みます。)から委託を受けること。
 - ··· 一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2. 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。
 - … 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3. 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4. 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - … 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とは なりません。
- 5. 自己ひとりで、又は同居の親族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。
- ※ 補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている人をいいます。

委託者とは

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1. 製造・加工業者や販売業者(問屋など)又はこれらの請負業者(請負的仲介人を含みます。)であること。
 - … 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2. その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - ・・・・ 例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組み立てを依頼するときは 委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは 委託者とはなりません。
- 3. 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- 4. 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - … 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。
- ※ 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号を 外部記憶媒体に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当します。 外部記憶媒体の提供又は売り渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の 提供又は売り渡しがあったものとなります。

1.「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、 委託のつど記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、あとで無用なトラブルが生じないよう、 あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に 「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

具体的には、委託者は家内労働者に仕事を委託する時は、原材料などの物品を支給する ときまでに、基本的な事項として、

- ・家内労働者の氏名 ・委託者の氏名 ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払い方法その他の委託条件 等

を記入した「家内労働手帳」を交付しなければなりません。

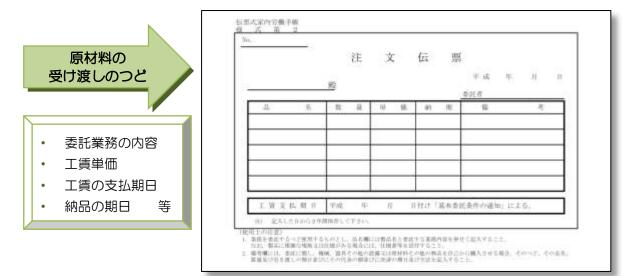
厚生労働省では、家内労働手帳のモデル様式を作成し、これを労働局及び労働基準監督署に 備え付けています。

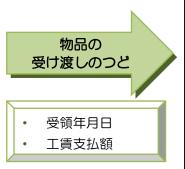
伝票式家内労働手帳 モデル様式

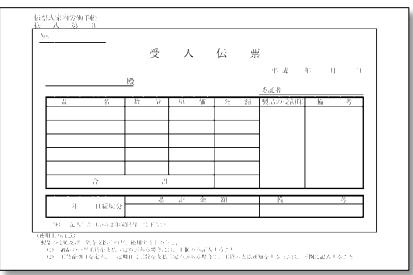
		_	本委託	* 1	+ 0)	週 知	
(1	(-		1		平成 平	. ji
家 內 労働者	共 东				武 北 京東州		0
	et 30	生年打井		0310		6. 16	
	(E /W)					用在地 TOL	
MIN A	压力			代理人	п, б	7.5	(1)
	62 31	生形月日		(CIE.A.	tt. Ift	TIL.	
		文 化 堆	が ハ 東部	労働者(名) 者の登集(日禄)	и.	ロ ブルーブリ = その他((計) 日本(・)	-y-t
		文 化 堆	州 八 東北	有の容別	и.	= その他(
工装の	发机力法	文 仁 梅	が パ 東部 ロ イ 毎月	有の容別	n. (i	ニーその他(
工装の	发 勘力法		● へ 単記 日 マ 毎月 ロ 中 新品	市の日東) 日曜日	n. (i	= その他(
	支払力法 2歳1.場例	支 松 様 通貨以外のもの 支払う場合の方 イ 実内労働者	₩ / 東北 日	有の容別。 日報) の都改称。	я 6. [i	= その他((日) (八 その他((ローダーゼ	
株品の5 不良品/ 類 ナ	er en en en en en	支 私 堆 通言以外のもの 支払う場合の方 イ 実内の構合 へ 委託者の言	₩ / 東北 日	有の容別。 日報) の都改称。	n. (1	= その他((日) (八 その他((ローダーゼ	

「家内労働手帳」は、様式が 定められていますが、必要な事 項を具備していれば、定められ た様式以外のもの(例えば伝票 式のもの)でも差し支えありま せん。また、相手方の承諾を得 て、電磁的記録によって交付す ることもできます。

また、「家内労働手帳」には、以下の内容を記入しなければなりません。







2. 工賃は、原則として現金で、 その全額を1ヶ月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、**現金**で、その**全額**を支払わなければなりません。 ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込みにより支払うことができます。
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1ヶ月以内に支払わなければなりません。 毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1ヶ月以内に支 払わなければなりません。
- 委託者は、工賃の支払いや原材料、製品などの受け渡しを。家内労働者から申出があったときや、特別な事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

3. 最低工賃を守りましょう

- 業種・地域ごとに「**最低工賃」**が決められている場合があります。 これらの仕事を委託している場合は、**最低工賃額以上**の工賃を支払わなければなりません。 京都府内では、
 - ① 丹後地区絹織物業 ② 紙加工品製造業及び印刷・同関連産業の2業種について最低工賃が定められています。



他の地域で定められている最低工賃についてのお問い合わせは、 京都労働局労働基準部監督課賃金室 へどうぞ

4. 労働基準監督署に届け出ましょう

委託状況届

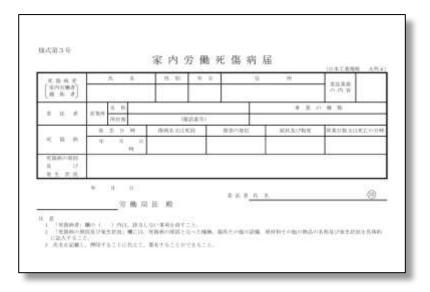
- 委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、
 - ①委託者になったとき ②毎年4月1日現在の状況 を4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

						1	(RA(A.V)					
日本 医療 へかな	8 E R M		100	t Title	10	C C. INS	11 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	-	OT.	11	うら 対策	代押人取
	年 章[Г	1	1.0	\Box		1	Г	1		1.0	
- 7	# # (F				\exists	7	\top					
	年元 (Г		1	П	\neg					П	
*	数 祖 对 明	Г		1		\neg	\top	Г			П	
	数 送 好 0.	Г	\Box			\forall	\top					
n 4		_						_	-	_		
	* * # # # # # # # # # # # # # # # # # #	×			n e	t s						0

家内労働 死傷病届

● 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、負傷したり、病気にかかって4日以上仕事を休んだ場合、又は死亡した場合には、すみやかに委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。



5. 仕事による災害を防止するために 必要な措置をとりましょう

委託者が守るべき事項

● 家内労働は、一般的に家内労働者の自宅を作業場として行われます。その作業環境は、家内 労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任と いうことはできません。

しかし、委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を**譲り渡したり提供したりする場合**には、これらによる危害を防止するため、**委託者は**次のような措置を**講じなければなりません**。

- ① プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- ② モーター、バフ盤などについては、覆いを取り付けること。
- ③ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ④ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物については、漏れたり 発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすい ところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

家内労働者が守るべき事項

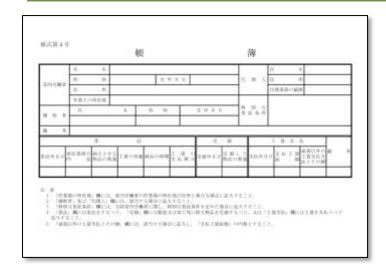
- 家内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大切です。このため、次のようなことを必ず守るようにしましょう。
 - ① 接着剤には、身体に害を及ぼす有機溶剤を含むものがあります。 このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくし、 中毒にかからないようにしましょう。 また、有機溶剤は発火しやすい ので、ストーブなどの火気にも気をつけましょう。
 - ② プレス機械、織機などケガをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど、安全な方法で作業しましょう。
 - ③ 危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。 (例:強烈な騒音を発生する仕事では耳栓を使用する)
 - ④ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を受け取ったら、 見やすい場所に貼り、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

家内労働者労災保険特別加入制度

家内労働者や補助者で、特に危険度が高いとされる特定作業(プレス機械や有機溶剤を使用する作業など)に従事する者は、希望により任意に、団体・組合を通じて、労災保険に特別加入できるようになっています。 特別加入者が仕事中に災害にあって負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合には、療養補償給付、休業補償給付など、所定の保険給付が行われます。

6. その他、以下のようなことに気をつけましょう

帳簿の備付け



- 委託者は、家内労働者の氏名や 工賃支払額などを記載した帳簿 を備え付けておかなければなり ません。
- また、この帳簿は、最後に記入 した日から3年間保存しなけれ ばなりません。

なお、帳簿は電子データによる ものでも差し支えありません。

委託の打切りの予告

- 家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然 その仕事を打ち切られると、生活に大きな影響を受けます。
- したがって、委託者は同じ家内労働者に**継続して6ヶ月以上委託**している場合で、やむを 得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者にただちにそのことを予告するよ う努めなければなりません。

就業時間

- 家内労働者は、誰からもその就業時間を管理されることがなく、いつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就労すると、健康を害したり、相互間の過当競争により
 - 工賃単価が低下する等の弊害をまねくこととなります。
- このようなことがないよう、委託者は、家内労働者が**長時間の就業をしなければならないような委託をしない**ように努めなければなりません。
- また、家内労働者は**長時間の就業をしなければならないような委託を受けない**ように 努めなければなりません。

罰則

努力義務以外の事項は、違反すれば罰則の適用が あります。



「インチキ内職」

に気をつけましょう!



内職をはじめようとする方は、いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にピッタリ」などといったうたい文 句で内職者をつのる広告宣伝がみられますが、中には条件の違いなどから思わぬ被害にあう ようなケースがあります。

こうしたいわゆる「インチキ内職」には、以下のような例があります。

例1

内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上がり具合を問題にして 買上げを拒否したりする。

例2

相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額の機械を市価の倍額近くで 売りつけ、工賃の取り決めはあいまいで、実際はそのとおりの収入が 得られない。

例3

あて名書きの仕事としながら、報酬は通信販売用のダイレクトメール に対する商品の申し込み数に応じた歩合制となっていたり、返還する としていた保証金を業務をやめても返還しなかったりする。

例4

自宅で簡単にできる内職」という広告で、パソコンや教材を高額で売りつけたり、講習を受けさせ高額の講習料を取ったりする。 そのうえ仕事も紹介されない。

これらの「インチキ内職」は、家内労働法で規制できないものが多く、一般の民事的・刑事的なトラブルとして処理されるものがほとんどです。 また、家内労働法は主に製造業を対象とした法律で、例3のようなあて名書きや委託販売といった仕事は、内職であっても家内労働法にいう「家内労働」に該当しないために、家内労働法の適用がありません。



これらの「インチキ内職」の被害を防ぐには、内職希望者自身の注意が大切です。 誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」はふつうありえま せん。

家内労働をはじめるときは、あらかじめ**工賃などの委託条件をきちんと確認** しておけば、「インチキ内職」に限らず、後々無用なトラブルをまねかずに済むでしょう。

「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。

┛ 家内労働についてのご相談は

京都労働局 労働基準部監督課 賃金室 ☎075-241-3215 または、最寄りの労働基準監督署へ